

# 社団法人 町田市シルバー人材センター定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人町田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）という。

### (事務所)

第2条 センターは、事務所を東京都町田市森野一丁目1番15号に置く。

### (目 的)

第3条 センターは、一般雇用になじまないが働く意欲を持っている健康な高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その知識、経験及び希望に沿った就業機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高齢者の就業に関する調査研究
- (3) 高齢者の就業に関する相談
- (4) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、その希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供（高齢者に対する就業保障又は収入保障のための事業を除く。）
- (5) 高齢者に対する簡易な仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習等の実施
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第5条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次の各号に該当する者とする。

- (1) 町田市に居住するおおむね60歳以上の健康で働く意欲がある者
- (2) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業により自己の能力を活用す

ることを希望する者

3 特別会員は、センターの目的に賛同し、事業運営に必要と認められる者で、会長が推薦し、理事会の承認を得たものとする

4 賛助会員は、センターの目的に賛同し、事業に協力する者で、理事会の承認を得たものとする。

(入 会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 正会員が次の各号のいずれかに該当するとき、特別会員が第1号に該当するとき又は賛助会員が第1号若しくは第3号に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき又は団体が解散したとき。

(2) 町田市に居住しなくなったとき。

(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(除 名)

第9条 正会員及び特別会員がセンターの名誉をき損し、又はこの定款に反するような行為を行ったときは、総会において構成員の4分の3以上の議決により、その会員を除名することができる。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が、既に納入したその会費その他の金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び選任)

第11条 センターに次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 2名以内

- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 15名以上20名以内(会長、副会長及び常務理事を含む。)
- (5) 監事 2名

- 2 理事及び監事は、総会において正会員及び特別会員の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 会長、副会長及び常務理事は、理事の中から互選する。
- 5 理事の構成は、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者又は所管する官庁の出身者の数がそれぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 6 監事には、センターの職員が含まれてはならない。
- 7 理事及び監事の選出方法は、総会において別に定める。

(職務)

第12条 会長は、センターを代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、センターの常務を処理し、事務局長を兼ねることができる。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会又は主務官庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員及び特別会員の総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(費用弁償等)

第15条 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

#### 第4章 顧問等

(顧問等)

第16条 センターに顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

#### 第5章 会議

(種別)

第17条 センターの会議は、総会及び理事会とし、総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他センターの運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第20条 定期総会は、毎年度開始前及び年度終了後2箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員及び特別会員の総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事が第12条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第21条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号又は第2号の場合には、理事会の議決のあった日又は請求のあった日から60日以内に臨時総会を、同条第3項の場合には、請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、少なくとも開催日の7日前までに会議を構成する会員に対して通知しなければならない。ただし、理事会については、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、これを構成する者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 会議に出席した構成員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した構成員の中から選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 事務局

(事務局)

第27条 センターに事務局を置き、事務局は、理事会のもとで事務を処理する。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、別に定めるところにより、会長が任免する。

## 第7章 資産及び事業計画等

(資産)

第28条 センターの資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会計年度内における次に掲げる収入

イ 会費

ロ 補助金

ハ 寄附金品

ニ 資産から生じる収入

ホ 事業に伴う収入

ヘ その他の収入

(資産の管理)

第29条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第30条 センターの経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第31条 センターの事業計画及びこれに伴う予算は、会計年度開始前に事業計画書及び収支予算書を作成し、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第32条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、次の総会の日まで前年度の予算に準じて暫定予算を編成し理事会の承認を得て執行することができる。ただし、総会において承認を得るものとする。

2 前項の規定により予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第33条 センターの事業報告及び収支決算は、年度終了後2箇月以内にその収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び年度末財産目録とともに監事の監査を受け、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

(長期借入金)

第34条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の総数3分の2以上の議決を得て、東京都知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第35条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、東京都知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 センターは、民法(明治29年法律第89号)第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の同意を得、かつ、東京都知事の許可があったとき解散する。

3 解散後の残余財産は、総会の議決を経、かつ、東京都知事の許可を得て、センターと類似の目的を有する他の公益法人又は地方公共団体に寄附する。

## 第9章 雑 則

(委 任)

第38条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 事業団の設立当初の役員は、第11条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和56年3月31日までとする。
- 2 事業団設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第30条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 事業団設立当初の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和56年3月31日までとする。
- 4 事業団設立当初の会員は、別紙名簿のとおりとする。

附 則

この定款は、東京都知事の認可があった日（昭和62年6月9日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、東京都知事の認可があった日（平成2年7月2日）から施行する。
- 2 変更前の定款に基づき契約したものは、変更後の定款により契約したものとみなす。

附 則

この定款は、主務官庁の認可があった日（平成4年4月27日）から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可があった日（平成5年11月1日）から施行する。

附 則

この定款は、東京都知事の認可があった日（平成13年6月7日）から施行する。ただし、変更後の定款第20条第1項及び第33条の規定は、平成14年4月1日から施行する。